

別表 騒音及び振動規制法による**特定施設届出対象機械**

	騒音	振動
金属加工機械	<b>圧延機械・プラスト・製管機械</b> <b>ベンディングマシン・タンブラー</b> 切断機（といしを用いるもの）	/
	<b>機械プレス・せん断機・ワイヤーフォーミングマシン</b> 液圧プレス（矯正プレスを除く）・鍛造機	
圧縮機	空気圧縮機及び送風機 （原動機の定格出力 7.5KW 以上）	圧縮機 （原動機の定格出力 7.5KW 以上）
土石用又は 鋳物用	破碎機・摩砕機・ふるい・分級機 （原動機の定格出力 7.5KW 以上）	
織機	織機（原動機を用いるもの）	
建設用資材 製造機械	<b>コンクリートプラント</b> <b>アスファルトプラント</b>	/
コンクリート 製品製造	コンクリートブロックマシン・ コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	
穀物用製粉機	<b>穀物用製粉機</b>	/
木材加工機械	ドラムバーカー・チップー 碎木機・帯のご盤 <b>丸のご盤・かんな盤</b>	
	印刷機械	印刷機械 （原動機を用いるもの）
抄紙機	抄紙機	/
ゴム又は 合成樹脂用	合成樹脂用射出成形機	
鋳造型機	鋳造型機（ジョルト式）	

（注意）

- （１）表中**太字の機械**については、それぞれ**届出対象規格**があります。
- （２）騒音・振動の規制値は、それぞれの法により、作業時間及び用途地域ごとに定められています。
- （３）これから設置しようとする場合は、設置 30 日前までに届出てください。（既に設置してある場合は、ご連絡ください。）